

スマートフォン等の操作による交通事故の防止

今月22日にスマートフォン向けゲームアプリ「ポケモンGO」の国内配信が始まり、爆発的人気のおかげで様々な問題も発生しております。

ポケモンGOは、GPSや地図データを活用したゲームアプリで、実際に街を歩いていろいろな場所に出現するキャラクターを集めることをゲームの趣旨としています。

しかし、ゲームに熱中するあまり、自動車運転中にもスマートフォンの画面を見ながら運転するなど、本県においても、既に道路交通法違反で検挙されたり、単独交通事故が発生しております。

危険

自動車運転者

道路交通法第71条第5号の5

自動車または原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、画像表示用装置に表示された画像を注視してはならない。

罰則	5万円以下の罰金
違反点	1点
反則金	大型車 7千円
	普通車 6千円
	二輪車 6千円
	原付 5千円



自転車運転者

道路交通法第71条第6号、福島県道路交通規則第11条第4号

自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

罰則 5万円以下の罰金

歩行者

歩きスマホをしていてたくさんの事故が起こっています。操作に夢中になりすぎて、道路上に出て車に衝突される。操作に夢中になりすぎて、歩行者用信号機を見落とす。操作に夢中になりすぎて、歩道上で他の歩行者の妨害をする。

→→→**歩行者もマナーを守りましょう。**